

入院時の食事療養費について

令和6年度診療報酬改定により、入院時の食事療養費の自己負担額が令和6年6月1日より下記の通り変更となります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

区分	1食当たり負担額
一般の方	460円 ⇒ 490円
難病患者の方（住民税非課税世帯を除く）	260円 ⇒ 280円
住民税非課税世帯の方	210円 ⇒ 230円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円 ⇒ 180円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	100円 ⇒ 110円